

北庄内合併協議会資料

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 市 3 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から 2 か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	在任特例の適用期間 （期日設定）	（農業委員会分科会） 在任特例期間は、平成 17 年 11 月 30 日とする。 合併協議会へ報告済み。
8	地方税の取扱い	税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。	税務証明手数料の数え方	（税分科会） 複数の証明であっても、一つの認証であれば一件の証明手数料を適用する。
11	特別職の職員の身分の取扱い	条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1 市 3 町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1 市 3 町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。	市のみ又は町のみに設置されている特別職の必要性、報酬金額等	（人事分科会） 市町独自設置の特別職の職員は、その必要性に応じて設置する。 別紙 資料 1
13	事務組織及び機構の取扱い	本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として、合併までに調整する。 支所の組織機構は、4 部門により構成される課を基本として、業務量や事務の性質等を考慮しながら合併までに調整する。 支所及び各部課室等の名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として、合併までに調整する。	新市の組織機構 支所、部課室等の名称	（事務機能配置分科会） 本所・支所を通じての業務量については調査済み。この業務量調査に基づいて、酒田市企画調整課、総務課、職員課で組織機構の原案を策定し、各町と協議中。
14	一部事務組合等の取扱い	[一部事務組合等] 3 町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する。	脱退の可否	（人事分科会） 脱退することとする。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
14	一部事務組合等の取扱い	<p>[公社・第三セクター等]</p> <p>各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。</p> <p>なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。</p>	第三セクターに関する新市の基本方針	<p>（商工港湾・観光・都市整備分科会）</p> <p>基本方針（案）を、合併協議会に提示済み。</p>
18	町（字）の区域及び名称の取扱い	<p>名称については、「大字」を付さないものとする。</p> <p>ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。</p>	大字の名称の前に旧町名を付すか否か	<p>（総務分科会）</p> <p>旧町名は付さないことで調整済み。</p> <p>小委員会報告済み。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 2</p>
19	慣行の取扱い	市章及び憲章については、合併までに調整し、新市で制定する。	市章及び憲章の選定	<p>（総務分科会）</p> <p>市章については、図案の公募を行い、現在の市章町章を含めて選定する。</p> <p>憲章については、作成手法について検討中。</p>
20	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。	賞品の内容等	<p>（国保分科会）</p> <p>平成 17 年度に該当する世帯（前年度医療機関を受診しなかった世帯）については、合併まで 1 市 3 町においてそれぞれ贈呈する。</p> <p>平成 18 年度以降に該当する世帯については、健康世帯の心身の健康を維持してもらうことを目的に、健康文化施設の利用券及び健康関連賞品から健康世帯が選択したものを贈呈する。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 3</p>
23	自治会、行政連絡機構の取扱い	自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。	広報配布分の報酬額	<p>（まちづくり分科会）</p> <p>自治会（区）長報酬のうち、広報配布分は、酒田市の報酬額に統一する。</p>

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -2	防災関係事業 の取扱い	地域防災計画は、合併までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。	暫定の地域防災計画の策定	（総務分科会） 現行の各市町の防災計画を基に災害時の対応に支障が生じないような内容の計画の原案を作成する。
24 -4	まちづくり関係事業の取扱い	市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。	補助率や上限額等	（まちづくり分科会） 新たな市民活動支援事業に統一する。 事業費の 2/3、限度額 30 万円 別紙 資料 4
		自治会（区）及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3 町の集会所の新築事業については平成 19 年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。	集会所建設事業の対象や補助率、限度額等	（まちづくり分科会） 集会所建設事業は、次のとおり統一する。 （新築）事業費の 1/2、限度額 200 万円 （増改築）事業費の 1/2、限度額 100 万円 別紙 資料 4
24 -6	住民窓口業務の取扱い	閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。	土日の電話予約による各種証明書の交付、年末の窓口業務の取扱い、夜間の窓口時間延長	（住民分科会） 電話予約による各種証明書の交付場所は酒田市総合文化センターと 3 町総合支所とする。 酒田市と平田町が実施している年末の窓口業務及び平田町が実施している夜間の窓口時間延長は、現行のとおりとする。 対象については、新市全域とする。 別紙 資料 5
24 -9	福祉関係事業の取扱い	〔高齢者福祉事業〕 シルバー人材センターについては、合併時に統合するよう働きかける。 補助金は、国の基準に準じて交付する。	各市町シルバー人材センターの統合	（高齢福祉分科会） 社団法人となっている現在の酒田市の組織に平成 17 年度内に統合することで、1 市 3 町のシルバー人材センターの話し合いにより合意済み。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	[高齢者福祉事業] 敬老事業については、合併時に統一した方法で実施する。	補助金の額と賀詞・記念品等の交付基準等	(高齢福祉分科会) ・補助金の額は、酒田市を 1,400 円/人、八幡町、松山町、平田町を 1,800 円/人とし段階的に調整し 5 年を目途に統一する。 ・賀詞・記念品は、77 歳（賀詞）88 歳（賀詞、額縁）99 歳（賀詞、額縁、記念品）100 歳（賀詞、額縁、記念品）101 歳以上（賀詞、額縁、記念品）とする。 ・平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年度から上記により実施する。
		[高齢者福祉事業] 介護予防・地域支え合い事業については、国・県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。	外出支援サービス事業については、介護タクシーや他の交通手段等を検討し合併時まで調整し実施する。	(高齢福祉分科会) ・生きがい活動支援通所事業への送迎は継続して実施する。 ・身体状況により移動手段が限られている者の送迎は、酒田市の例により継続して実施する。 ・65 歳以上の者で移動手段が無い者の送迎は、現行の利用者に限定し当面継続して実施する。
			寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、利用回数、利用料は合併時まで調整し、新市全域で実施する。	(高齢福祉分科会) 酒田市の例により、利用回数は年 4 回、利用料は費用（委託料）の 1 割負担とする。 対象者：高齢者のみの世帯などで障害等により寝具の衛生管理が困難な方

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	[高齢者福祉事業] 介護予防・地域支え合い事業については、国・県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。	軽度生活援助事業については、利用料は合併時まで調整し新市全域で実施する。	（高齢福祉分科会） 酒田市の例により、利用料を 30 分あたり 110 円、60 分あたり 210 円とする。 対象者：高齢者のみの世帯などで障害等により以下の作業を行うことが困難な方 対象作業：居室の清掃、買い物、除雪等の家事支援
			配食サービスについては、酒田市の例を基本に合併時まで調整し、新市全域で統一した方法で実施する。	（高齢福祉分科会） 酒田市の例により利用料を、普通食を 1 食あたり 400 円、治療食を 1 食あたり 500 円とする（主食なしの場合は 100 円減）。 平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年度から上記により実施する。 対象者：高齢者又は障害者のみの世帯などで、食の自立支援及び介護予防の観点から利用が必要な方 利用回数：365 日 1 日 2 食まで 食事内容：普通食、治療食（おかずのみ有）
			緊急通報システムについては、利用者負担については、合併時まで調整して新市全域で実施する。	（高齢福祉分科会） 酒田市の例により、所得税が課税されている者と同じ世帯に属している利用者は、機器賃貸代を支払う。 対象者：高齢者又は障害者のみの世帯などであり、緊急事態に機敏に行動することが困難、並びに突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	[高齢者福祉事業] 介護用品の支給サービス等については、酒田市の例を基本に合併までに調整する。	介護サービスの内容や 交付要件、交付金額等 （高齢者ほっとふくし 券事業）	（高齢福祉分科会） 平成 17 年度については、現在の酒田市の制度を踏襲する。 別紙 資料 6
		[児童福祉事業] 延長保育、一時保育事業については、合併までに調整し統一した方法で実施する。	延長保育や一時保育の 実施時間や利用料金等	（児童福祉分科会） 一時保育 ・実施園は現行どおりとし、次世代育成支援行動計画に基づいて実施する。 ・実施時間は 8：30～17：15 とする。 ・料金は、年齢で二区分とし、給食の有無を含む半日単位制を新設のうえ実施する。 < 3 歳未満児 > 4 時間以内 1,100 円 900 円(給食なし) 4 時間超 2,000 円 < 3 歳以上児 > 4 時間以内 800 円 600 円(給食なし) 4 時間超 1,400 円 ・17 年度は現行どおりとし、18 年度から上記により実施する。 延長保育 ・実施園は現行どおりとし、保育時間は需要動向を踏まえて実施する。 ・料金は日額 300 円とし、月 3,000 円を上限とする。 ・平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年度から上記により統一して実施する。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	[児童福祉事業] 子育て支援関係事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。	障害児保育や乳児保育の保育士の加配基準、養育サポートママ派遣事業の派遣時間区分や利用料金等	（児童福祉分科会） 障害児保育や乳児保育の保育士の加配基準 ・保育事業運営に伴う保育士の配置基準は、酒田市の例により、平成 18 年度から実施する。 養育サポートママ派遣事業の派遣時間区分や利用料金等 ・派遣時間区分については差異がないため、現行どおりとする。 ・利用料金については、生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料とし、住民税の課税世帯は 1 時間につき 100 円とする。 ・利用期間は、申請のあった日から対象児が満 3 歳に達する日の属する月の末日までとする。 ・平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年度から上記により実施する。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	<p>[社会福祉事業]</p> <p>障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整して実施する。</p>	<p>各種福祉団体等への補助金の額、障害者住宅整備資金に対する利子補給、重度心身障害者等おむつ支給事業、身体障害者タクシー利用券交付事業の交付額や交付要件 等</p>	<p>(社会福祉分科会)</p> <p>福祉団体への補助金の額 補助金額は市町の補助金の総額を上限としてこれまでどおり交付する。</p> <p>障害者住宅整備資金に対する利子補給(酒田市) 平成 16 年度で事業終了。経過措置として平成 16 年度までの借入金にのみ利子補給する。</p> <p>住宅福祉機器設置事業費補助金(酒田市) 平成 17 年度まで現行のとおりとし、平成 18 年度から全市域で実施する。</p> <p>重度心身障害者等おむつ支給事業 酒田市の例により統一する。支給要件は酒田市の例による。ただし、事業内容から年度中の統一は非現実的であることから、実際の統一は平成 18 年度からとする。</p> <p>身体障害者タクシー利用券・障害者ほっと福祉サービス 酒田市の例により新市で統一して実施する。ただし、事業内容から年度中の統一は非現実的であることから、実際の統一は平成 18 年度からとする。</p>
		<p>[社会福祉事業]</p> <p>社会福祉協議会については、合併時に統合するように働きかける。社会福祉協議会に委託している事業及び運営補助については、地域の実情に配慮しながら合併までに調整し、整理統合を図る。</p>	<p>社会福祉協議会への補助金の額や実施事業等</p>	<p>(社会福祉分科会)</p> <p>平成 17 年 11 月 1 日に合併することで合併協定を締結済み。</p> <p>委託事業、運営費補助については、従来からの経過や地域の実情等に配慮しながら調整中。</p>

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -9	福祉関係事業 の取扱い	〔社会福祉事業〕 民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連 合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位 協議会への補助等については、合併までに調整し、統 一した方法で実施する。	単位協議会への補助金 の額や、民生委員の地域 ごとの配置等	（社会福祉分科会） 町の協議会は酒田市の連合会組織に加入統 合する。 補助金・交付金等は酒田市の例を基本に新 市で統一して実施する。ただし、事業内容か ら年度中の統一は非現実的であることから、 実際の統一は平成 18 年度からとする。
24 -10	商工関係事業 の取扱い	中心市街地活性化基本計画については、現行のと おり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒 田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定 する。	中心市街地以外 の商店街活性化の支援策	（商工港湾分科会） 下記の酒田市の商店街等活性化支援事業を 3 町に拡大する。 ・共同施設整備事業への助成事業 ・商店街活性化共同施設整備資金特別貸付 事業 ・商店街活性化共同施設整備資金特別貸付 利子補給事業 ・商工業人材育成支援事業 別紙 資料 7
		雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本と し、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。	必要な雇用対策	（商工港湾分科会） 酒田市の雇用促進対策事業を 3 町に拡大す る。 ・雇用創出特別助成事業 ・未就職高校卒業生教育訓練助成事業 ・未就職高校卒業生雇用促進助成事業 ・高校生就職支援事業 別紙 資料 7

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -10	商工関係事業 の取扱い	企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。	企業誘致にかかる助成制度の内容	（商工港湾分科会） 酒田市の企業誘致にかかる助成制度を新市に引き継ぎ、3町の産業集積エリアを対象に加える。 ・企業立地促進助成制度 ・工場等設置助成制度 別紙 資料7
		福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。	バス運行事業運営の基本方針 合併時に実現可能な路線の調整	（商工港湾分科会） 基本方針（案）を、合併協議会に提示済み。 合併時に実現可能な路線については、合併までに路線・ダイヤの検討、民間事業者等との調整などを行い、合併後速やかに運行を開始する。
24 -12	農林水産関係 事業の取扱い	農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。	新市の計画の準備作業	（農業分科会） 計画の骨子を統一し、各市町ごとに見直しを進め、合併までに一本の農業振興地域整備計画の原案を作成する。
		認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。	認定農業者の認定基準	（農業分科会） 平成 17 年度に県の基準が見直しされるため、県の基準を踏まえた内容で統一する。なお、現在の基準で認定された農業者については、経過措置を設ける。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -12	農林水産関係 事業の取扱い	<p>市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。</p> <p>ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>	単独補助金の継続、廃止	<p>（農業、林業水産、農業委員会分科会）</p> <p>合併までに調整することとした補助金については、次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一済み 園芸農業拡大推進事業 ・合併時に統一 生産組合支援事業 ・平成 18 年度統一 農業用使用済プラスチック適正処理事業、内水面漁業振興事業 ・合併後に調整 農業女性グループ育成事業、カントリーエレベーター利用組合活動強化支援事業、農業組織経営強化推進事業、共同利用農機具購入補助事業、米生産調整対策事業、水田農業推進協議会 ・廃止 林業振興団体補助（H18）、林業退職金共済事業補助（H19） <p style="text-align: right;">別紙 資料 8</p>
		<p>農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。</p>	農村公園、市民農園の使用料	<p>（農業、林業水産分科会）</p> <p>農村公園の使用料は、商行為等を行う場合、3.3㎡あたり 1,050 円（1日）とし、面積を算定しにくい場合は、1件 3,150 円（1日）とする。</p> <p>市民農園の使用料は、1区画 5,000 円とする。</p>

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -14	生活排水関係 事業の取扱い	浄化槽補助金については、合併までに調整する。	個人の浄化槽設置に対する補助金の額等	（生活排水分科会） 下水道受益者負担金、農業集落排水及び合併処理浄化槽（市町村設置）分担金と同等の負担となるように補助金を統一する。 別紙 資料 9
		下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者負担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。	市が行う下水道事業負担金、集落排水事業分担金、浄化槽事業分担金の算定方法や金額等	（生活排水分科会） 下水道事業の負担金については、合併後に事業認可を受ける酒田市の算定方式「末端管渠費の 1/5 を負担する」とする。小委員会に説明済み。 集落排水事業の分担金については、合併後に事業認可を受けるのが酒田市だけであり、合併後は酒田市の例による。小委員会に説明済み。 浄化槽設置事業（市設置）の分担金については、下水道受益者負担金、集落排水事業分担金及び浄化槽補助金と同等の負担となるように分担金を統一する。
24 -15	建設関係事業 の取扱い	[土木関係事業] 除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。	自主的な歩道等の除雪や雪囲い設置の補助の対象や金額等	（土木分科会） 自主除雪支援制度については、酒田市の制度に統一する。また、市道の雪囲い設置補助金は、酒田市の例を基本として統一する。 別紙 資料 10

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -15	建設関係事業 の取扱い	[土木関係事業] 道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。	道路側溝整備や草刈協力に対する補助の対象や金額等	(土木分科会) 道路側溝整備補助については、酒田市の制度に統一する。 酒田市管理道路の草刈については、負担金制度及び報償金制度により実施し、河川の草刈については、報償金制度に統一して実施する。 統一する制度は、負担金制度は酒田市の制度とし、報償金制度は平田町の制度とする。 別紙 資料 1 0
		[住宅関係事業] 住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。	住宅資金貸付の貸付額等	(都市整備分科会) 酒田市の制度に統一する。 貸付額；20 万円～200 万円 貸付利率；無利子 返済期間；5 年間 別紙 資料 1 1

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -16	学校教育関係 事業の取扱い	学校給食の実施方法等については、合併までに調整して統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。	給食の実施方法(物資購入方法、献立作成、給食費等)	<p>(管理・学校教育分科会)</p> <p>調理方式については、単独・共同・民間委託の3方式を当面現行のとおり引継ぎ、施設や職員配置の状況を考慮し、将来的に統一していく。</p> <p>炊飯方式については、3か年を目途に統一する。</p> <p>給食費については、3か年を目途に統一する。</p> <p>献立については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは全校統一献立とする。</p> <p>物資購入の契約及び発注については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは教育委員会一括契約・一括発注とする。なお、地産地消を一層推進する。</p> <p>学校給食運営委員会については、酒田市の例により新たに設置する。</p>
		学校施設の使用料については、合併時に統一する。	減免基準	<p>(管理・学校教育分科会)</p> <p>公共団体が使用するとき、当該学校に関係ある団体の会合で学校長が公益上必要と認めるとき、社会教育法第10条に規定する社会教育団体の会合で学校長が公益上必要と認めるとき、酒田市教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免する。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料12</p>

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -17	生涯学習関係 事業の取扱い	各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整して統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。	基準の統一や補助金の額等	<p>（生涯学習分科会）</p> <p>同種の団体への補助金（各種婦人会補助金）については、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度から基準を統一する。</p> <p>市町ごとに補助の有無に違いがある補助金（各種 P T A 補助金）については、団体の自主運営に委ねることとし、補助金は廃止する。なお、施設使用料の減免等で配慮を図っていく。</p> <p>交付団体が特定されていない補助金は、現行なし。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 1 3</p> <p>（体育分科会）</p> <p>同種の団体への補助金（体育協会）については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市 3 町の体育協会が統合するよう働きかける。 ・ スポーツ振興上のこれまでの経過を尊重し各体育協会の補助金は継続する。 <p>市町ごとに補助の有無に違いがある補助金（各種補助金）については、別紙のとおり調整する。</p> <p>交付団体が特定されていない補助金は、現行のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 1 4</p> <p>（芸術文化分科会）</p> <p>同種の団体への補助金（芸術文化協会）については、調整中。</p>

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

平成 17 年 6 月 29 日現在

No	協定項目	調整方針	調整を必要とする事項	調整状況（進捗状況：概要）
24 -17	生涯学習関係 事業の取扱い	使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。	公民館の使用料減免基準 その他の生涯学習施設の使用料減免基準	<p>（生涯学習分科会）</p> <p>公民館については、社会教育団体等の会合で公益上必要と認めるとき及びその他教育委員会が必要と認めるときに使用料を減免する。</p> <p>生涯学習施設については、現在の減免規定を適用する。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 1 5</p> <p>（体育分科会）</p> <p>市教育委員会が主催又は委託する事業、公益上特に必要と認められる事業、選手強化で市教育委員会が特に必要があると認められるものなどについて、使用料を減免する。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 1 6</p> <p>（芸術文化分科会）</p> <p>身体障害者の減免については、身体障害者手帳または療育手帳の交付者は半額とする。</p> <p>また、身体障害者手帳第 1 種または療育手帳 A の交付者が介助者と一緒に入館する場合は、本人と介助者 1 名を半額とする。なお、酒田市資料館のみ実施していた高齢者（65 歳以上）の減免については廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別紙 資料 1 7</p>